

日時・場所	平成30年1月9日（火） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会議務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長（代理：吉川次長）、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 消防出初式や成人式など、年初の恒例行事があり、本格的に年が始まった。一方で、年度末まであと3か月弱であり、年度区切りとなっている事業の進捗管理をしっかりと行うこと。
- ・ 国による制度改正により、様々な分野で仕組みが変わったり、サービスが変わったりして、予算編成にも影響が出てくる。国による制度改正があれば当然それに従わなければならないが、往々にして、継ぎ足し、枝葉の部分で変わってくる。再度、市民サービスや当事者への対応に問題はないかといった観点で見直しを行い、可能なものについては制度設計をし、市民サービスに支障がないような形で対応すること。つい制度ばかりを見がちになるが、本来の目的は何かということをしかりと位置付けた上で、予算の執行や制度設計をすること。

2. 報告事項

なし

3. 協議事項

① 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

〔所管： 健康福祉部〕

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正（平成30年4月1日施行分）により、同日以降、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は市が行うこととなるため、省令に基づき新たに基準等に関する条例を市で制定するものである。

施行日は平成30年4月1日である。ただし、第6条第2項の管理者は主任介護支援専門員でなければならないとする規定については、介護支援専門員でも可とする3年間の経過措置を設ける。

→指定居宅介護支援事業者の指定について、都道府県の指定から事業者の所在地の市町村が指定するといった制度改正であるが、所在地外の利用者もおられ、疑問がある。このような問題を認識した上で、法令改正であるためやむを得ず制度化する旨、理解しておくこと。

② 野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〔所管： 健康福祉部〕

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行い、基本方針・内容及び手続きの説明及び同意についての規定を追加するものである。施行日は平成30年4月1日である。

→本制度改正は居宅サービス事業所等の客観性や競争性を高める趣旨だが、複数の居宅サービス事業所が潤沢に存在できるような介護保険制度になっていない、ケアマネジャーの負担が増えるなどの問題が存在する。このような問題を認識した上で、省令改正であるためやむを得ず制度化する旨、理解しておくこと。

4. その他伝達事項

- ・ 市内の小中学生が書いた素晴らしい作文について、以下のとおり、情報共有しておく。
 昨年12月4日から10日までの人権週間に合わせ、京都新聞が作文を募集したところ、野洲北中学校1年生の生徒が書いた作文「高齢者が幸せに暮らすには」が京都新聞賞を受賞した。
 昨年12月9日開催の、はつらつ野洲っ子育てフォーラムにおいて、中主小学校6年生の児童が「命の大切さ」と題した作文発表をした。
 全国の小学生が家族への感謝の気持ちなどをつづる第11回「いつもありがとう」作文コンクールで、中主小学校3年生の児童の作文「かんしゃの気持ち」が全国約4万点の中から24点の入賞作の一つに選ばれた。（教育委員会）

5. 次回部長会議の予定

1月15日（月） 8時45分～ 庁議室